

令和2年11月3日

総務省群馬行政監視行政相談センター

群馬県内の行政相談委員が瑞宝双光章を受章

令和2年11月3日付けをもって、秋の叙勲が発令されることになりました。

群馬県内におきましては、行政相談活動において功績顕著な行政相談委員（1名）に対し、勲章が授与されることになりました。

○勲章受章行政相談委員

三橋 美知子（みつはし みちこ）さん
（71歳 渋川市担当）



平成11年 4月 1日 当初委嘱
平成15年 5月20日 群馬行政評価事務所長感謝状
平成21年 5月12日 関東管区行政評価局長表彰
平成27年10月 7日 総務大臣表彰

別紙 受章行政相談委員の功績、行政相談委員制度の概要



行政相談のマスコット
キクーン

照会先：群馬行政監視行政相談センター
行政監視行政相談課 榎本
電話：027-221-1648
ファックス：027-221-1649
メール：gunma30@soumu.go.jp

【受章行政相談委員の功績】

群馬県内の行政相談委員全員で組織された団体において、平成 22 年度から理事に就任し、他の委員の模範となるとともに他の委員の活動を支援し、行政相談制度の発展、向上に大きく貢献している。

毎月定例行政相談所を開設するほか、地域の祭り等においても啓発・宣伝活動を積極的に実施している。

また、渋川市などで開催される一日合同行政相談所の開設に当たって、同相談所の開設、周知及び当日の運営に積極的に参画し同相談所の円滑な実施に寄与している。

取り扱った行政相談の中には、①市内数カ所で、道路のカーブミラーがお祭りで曳いた山車と接触し破損しているのを修繕してほしいとの相談に対応。現地を確認し、道路管理者に連絡した結果、カーブミラーが修繕され、安全に通行できるよう改善された事例や、②令和元年度台風 19 号により、自宅裏の堀の法面が崩れる被害を受けたので、市で早急に対応してほしいとの相談に対応。現地を確認し、市の担当課に連絡したところ、ブルーシートで応急措置が行われ、その後、法面の復旧工事が行われた事例などがある。

【行政相談委員制度の概要】**1 総務省の行政相談制度について**

国民の皆様から、国の行政全般についての苦情や意見・要望を受け付け、担当行政機関とは異なる立場から関係行政機関等に必要なあっせんを行い、その解決や実現の促進を図るとともに、国民の声を行政の制度及び運営の改善に生かす仕組みです。

2 行政相談委員

行政相談委員法に基づき、総務大臣から委嘱された民間有識者で、国民の身近なところで気軽に相談ができる窓口として、全国に約 5,000 人が配置されており、無報酬のボランティアとして、国の行政に関する苦情などの相談を毎年約 8 万件受け付けています。

具体的には、①登記・マイナンバー、②租税、③保険・年金など、様々な行政分野に関する苦情・相談を受け付け、相談者に対して助言を行ったり、苦情の対象となった関係行政機関に対して、具体的な改善を働きかけるなど、国民の行政に対する苦情の解決を促進する上で、重要な役割を担っています。

令和 2 年 10 月 1 日現在、群馬県内においては、90 人の行政相談委員が活動しています。